

本誌既報どおり

大阪地検特捜部の「罪と罰



本誌がこれまで「冤罪」を指摘してきた郵便不正事件で、虚偽有印公文書作成・同行使の罪に問われてきた村木厚子・厚生労働省元局長(54)に無罪判決が言い渡される公算がよいよ大きくなつた。判決予定は9月。その後は、血税を使つて事件をでっちあげた大阪地検特捜部の疑惑こそ、裁かれるべきではないのか。

大阪地検特捜部の「完全敗北」がいよいよ濃厚になつた。「主文、検察官請求の検察官調査のうち、以下のものを採用する」大阪地裁判事第12部の横田信之裁判長がそう述べて、読み上げたのは43通の調査のうちたつた9通。3人の検察官はぼうぜんとした表

情で視線を落とした。一方の村木厚子被告はこれまでの緊張に満ちた表情から一転、安堵の笑顔を見せた。村木被告の「無罪」が確定になった瞬間だつた。5月26日大阪地裁で開かれた公判では、検察側が請求していた自称障害者団体「凛の会」の元会長・倉沢邦夫被告(74)＝一審判決では村木被告との共謀の容疑は無罪、検察側が控訴＝らの供述調査43通が証拠として認められるのかどうか、注目され

「信用性疑われるインチキ捜査」その上村被告の調査について横田裁判長は、「上村被告が定かな記憶がないと述べているにもかかわらず、「記憶なんてあいまだから、他の関係者との多数決で決めよう」などと誘導した可能性がある。検事が思い描く構図にあつた調査をつくつた」と調査の信用性を認めず、検察の取り調べ手法を厳しく断罪した。その調査を作成したのは、

本誌でこれまで何度も、とんでもないインチキな捜査手法を糾弾してきた国井弘樹検事(59)だ。今回の決定で国井検事が作成した調査はほとんど採用されなかつた。「国井検事の調査が採用されなかつた」ことは、よかつた」と村木被告の弁護士も感想を述べたほどだ。また、倉沢被告の調査についても横田裁判長は、「検察側に誘導された」と採用しなかつた。

一般的にこれまでの刑事事件では、公判での証言より、供述調査のほうが信用できるという「検察官調査の特信性」の概念のもと、裁判所は判決を下してきた。今回は、まさに異例とも言える判断だ。

結局、採用された9通の供述調査のうち、共犯者として逮捕、起訴された人物のものは「凛の会」元幹部、河野克史被告(69)＝一審で

村木さんの無罪は当たり前前。特捜部は反省せよ

この事件で「口利き」の疑いをかけられた 石井一・参院議員



ホンネを言うと、裁判所なんて行きたくない。僕は政治家になって41年たつけど、厚生労働行政やつたことないや。そんな縁もゆかりもない話、何寝はけたこと言つてんねん、という怒りがあつたからね。でも僕以上に村木さんの立場ではつらい思いやろうなあと思つて証言する気になつたんです。裁判で検察は、僕が塩田幸雄部長に電話して口利きしたと言つたが、僕は塩田さんという人自体、記憶にない。もちろん顔も知らない。そのことは捜査段階の任意の取り調べのとき(09年9月末)も前田恒彦検事(42)に説明している。何の関係もない俺に聞くなんて、どういう経緯なんや。これでは検察自身の

存在価値が問われるぞ」とクレームをつけたら、彼はおとなしく聞いてたんや。そしておかしなことに、倉沢被告が僕に口利きを頼みに来た。検察が主張した「04年2月25日」のことはそのとき一切触れられなかつた。僕はその日が問題になつてることさえ知らんかつたけど、説明のために当時の手帳を持っていつたんや。でも前田検事はそれをバラバラめくつただけやつた。しかもことが問題視され始めたのは去年の総選挙の直前や。新聞や週刊誌がこの件で「民主の石井」とききまくる。そのなると真実でなくとも既成事実化してしまひ、地方の応援も断然なアカン。ある地方に応援に行く、聴衆が20人、記者やカメラマンが20人。過ちを謙虚に反省すべきや。

しかし、上村被告は法廷に証人として出廷し、「検事は自分の言っていることを全然調査に書いてくれないなかつた。偽の証明書を作成し交付したのは、すべて自分一人で行つた。村木被告はかわつていない。調査はでっちあげ」と涙ながらに訴えていた。その上村被告の調査について横田裁判長は、「上村被告が定かな記憶がないと述べているにもかかわらず、「記憶なんてあいまだから、他の関係者との多数決で決めよう」などと誘導した可能性がある。検事が思い描く構図にあつた調査をつくつた」と調査の信用性を認めず、検察の取り調べ手法を厳しく断罪した。その調査を作成したのは、有罪判決を受け控訴中Ⅱの2通だけ。ほかは村木被告の当時の上司、塩田幸雄元部長(現・小豆島町長)ら、任意で事情聴取を受けた関係者のものだつた。これまでの法廷でも劣勢だつた検察は、有罪立証の「最後の砦」である調査も却下され、もう打つ手はなくなつた。これまで公判に証人として出廷した関係者が次々と、「言つてもいないことを(検事に)書かれ、訂正を頼んでも聞き入れられなかつた」。「恫喝されたため虚偽の供述調査にサインした」「この事件は壮大な虚構ではないか」と供述をひっくり返し検察を批判した。この異例の事態に、検察は、取調官を総動員して証人として出廷させ、捜査段階の供述調査を繰り返してきた。しかし、捜査段階のメモを、取調官全員が廃棄していたことが明らかになり、裁判官からも厳しく追及さ

れるなど、逆に自ら調査の信用性に疑問を抱かせる結果になつてしまつた。横田裁判長は供述調査の採否決定の朗読に2時間近くも費やした。最後に、「決定通知は以上です。何かありますか」と検察側、弁護士を見て問うと、検事は、「異議がありません」と訴えたが、その声に力はなく、横田裁判長に即座に「却下」されると、もはや抵抗のすべはなかつた。村木被告は事前に、弁護士から、調査が採用されない場合は無罪の可能性が高くなること知らされていたという。そのためか、法廷終了後には、これまでにない笑みを浮かべた。「判決文に近い」と村木被告の弁護士も語るほどの内容だつた。9月にも予定される村木被告の判決だが、次に裁かれるべきは、「冤罪」を作り上げた大阪地検特捜部だ。本誌・今西憲之、大貫聡子、小宮山明希

昨年からの大阪地検特捜部のお祭りさわぎは何だったのか。右は当時の大坪弘道特捜部長